

# 介護保険給付以外の主な高齢者福祉サービス

令和5年4月現在

担当課	事業名	内容	内線
介護保険課	認知症総合支援事業	市民を対象に、認知症に関する正しい知識と理解を身に付けることを目的とした認知症サポーター養成講座を実施しています。また、認知症の人やその家族、地域を人の集いの場であるオレンジカフェ（認知症カフェ）を開催しています。	7573～7575
	家族介護教室	要介護高齢者を介護する家族に対し、身体的・精神的負担の軽減を図るため、適切な介護知識・技術を習得することや介護者間での交流を内容とした教室を開催しています。	7573～7575
	家族介護慰労金	介護保険法における要介護4または5に該当する人で、1年間介護保険のサービスを利用しなかった人を介護されている市民税非課税世帯の家族に、年額10万円を支給します。	2742～2745
	訪問介護等利用者負担助成事業	介護保険料の所得段階が第1段階から第3段階までの市民税非課税の人を対象に、在宅サービスの利用者負担額の一部を助成します。	2742～2745
	介護相談員派遣事業	介護サービスの質の向上を図るため、介護相談員が市内の介護保険施設などへ訪問し、介護サービス利用者の不満や疑問などを聞き、問題の改善、解決に向けた手助けをします。	2742～2745
高齢者支援課	配食サービス事業	概ね65歳以上の高齢者のみの世帯などで、自立支援の観点からサービスを利用することが適切であると認められた人に、バランスのとれた食事を配達するとともに、安否の確認を行います。 ●1食400円 ●週6回まで(月～土曜日の昼食・夕食から選択)	7457～7459
	家族介護用品支給事業	概ね65歳以上の在宅高齢者のうち、介護保険法における要介護4または5に該当する市民税非課税世帯の人に、介護用品(紙おむつなど)を支給します。 ●支給対象額月額6,600円(税込)を限度 ●費用の1割負担	7457～7459
	ひとり歩き高齢者等保護対策事業	認知症などにより、外出して行方不明となるおそれのある市内に住所を有する65歳以上の人、または40歳以上65歳未満で介護保険法による要介護または要支援の人に、早期発見・保護につながる「本人確認シール」を交付します。	7457～7459
	緊急通報システム設置事業	概ね65歳以上の高齢者のみの世帯で虚弱またはねたきりの人などに、家庭内で急病・災害などの緊急事態が起こった際の対処や健康相談などができる装置の設置を行います。	7457～7459
	日常生活用具給付事業	概ね65歳以上の高齢者のみの市民税非課税世帯で、心身機能の低下のため日常生活を営むうえで支障のある人に、日常生活用具(火災警報器、自動消火器、電磁調理器)を給付します。	7457～7459
	重度要介護高齢者手当支給事業	65歳以上で介護保険法における要介護4または5に該当する市民税非課税の人に、月額5,000円を支給します。ただし、施設入所者や、障害手当などを受給している人は除きます。	7457～7459
	高齢者安心見守り事業	65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯などで、見守りが必要と認められた人に、週1回電話をかけ、安否確認などを行います。	7454～7456



介護保険課

☎048-736-1111(代)

庄和総合支所 福祉・健康保険担当

☎048-746-1111(代)



介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

# わたしたちの 介護保険

わかりやすい利用の手引き



もくじ

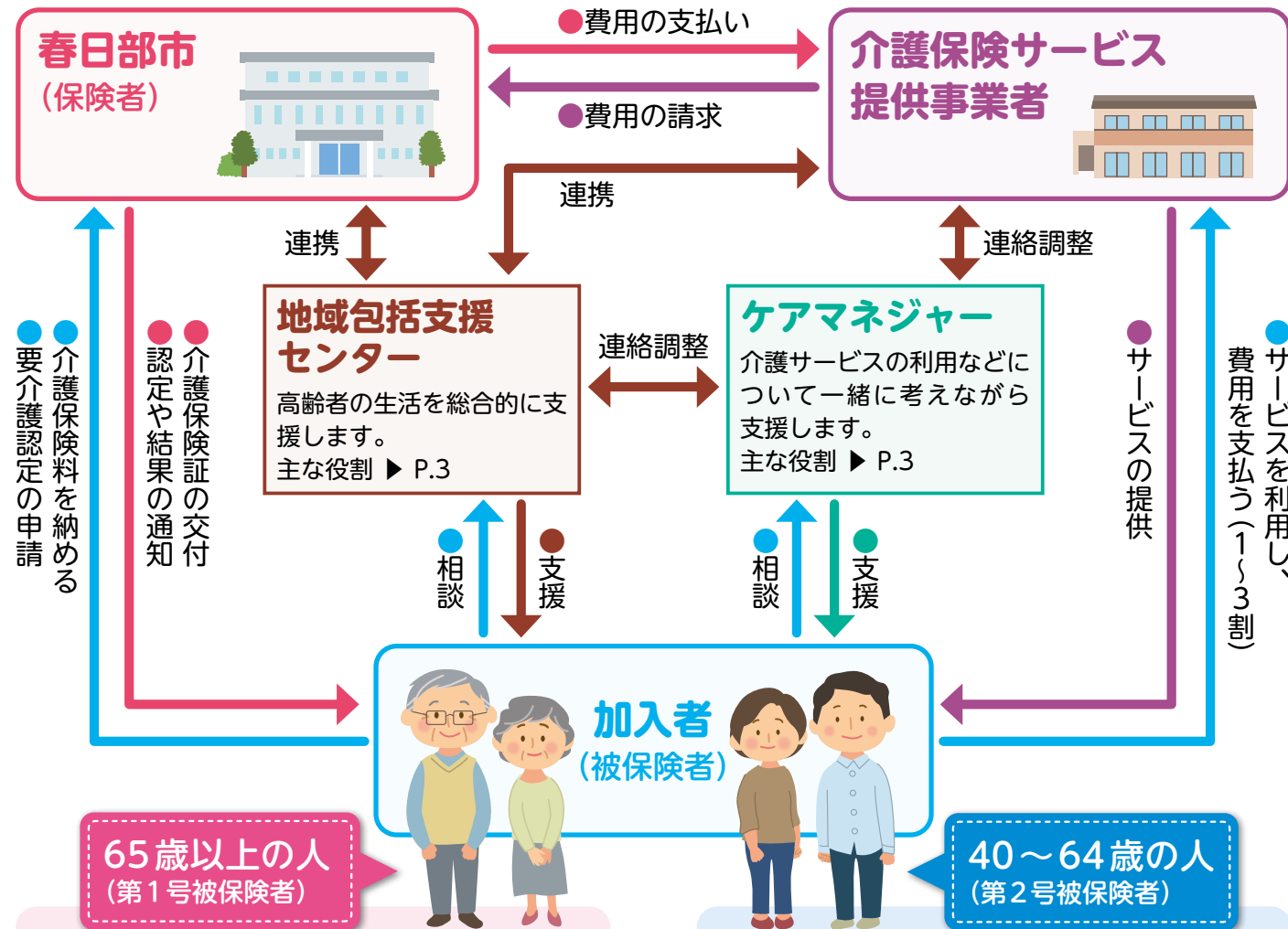
- 2 介護保険制度のしくみ
- 4 介護サービス 利用の流れ (要介護・要支援等の手続き)
- 6 介護保険サービスの種類と費用
  - ①自宅を中心に利用するサービス …… 6
  - ②介護保険施設で受けるサービス …… 9
  - ③生活環境を整えるサービス …… 10
- 12 利用者負担の軽減
- 14 介護保険料



春日部市

# 介護保険制度のしくみ

介護保険は、介護が必要になっても地域で安心して暮らしていくための制度です。市区町村が運営し、40歳以上のすべての人が加入して保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部(1～3割)を負担することで介護保険サービスを利用できます。



**【介護保険を利用できる人】**  
 「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた人。  
 (▶ 要介護認定 P.4)  
 ※交通事故が原因の場合は、春日部市へ届け出をお願いします。

**【介護保険を利用できる人】**  
 介護保険の対象となる病気により「要介護認定」を受けた人。

- 40～64歳の人が介護保険を利用するとき(特定疾病)**
- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
  - 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗しょう症
  - 初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
  - 脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症
  - 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症
  - 慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

## 介護保険証 (介護保険被保険者証)

要介護認定を申請するときや介護保険のサービスを利用するときには介護保険証が必要になります。



大切に保管しましょう。

### ◎ 交付対象者

#### 【65歳以上の人】

- 65歳になる前月(誕生日が1日の人は前々月)に交付されます。

#### 【40～64歳の人】

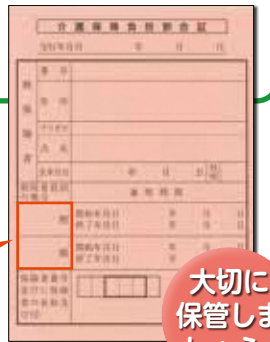
- 要介護認定を受けた人に交付されます。

### ◎ 必要なとき

- 要介護認定の申請をするとき(65歳以上の人)
- ケアプランを作成するとき
- 介護保険サービスを利用するとき

## 負担割合証 (介護保険負担割合証)

介護保険サービスを利用するときの負担割合(1～3割)が記載されています。



大切に保管しましょう。

### ◎ 交付対象者

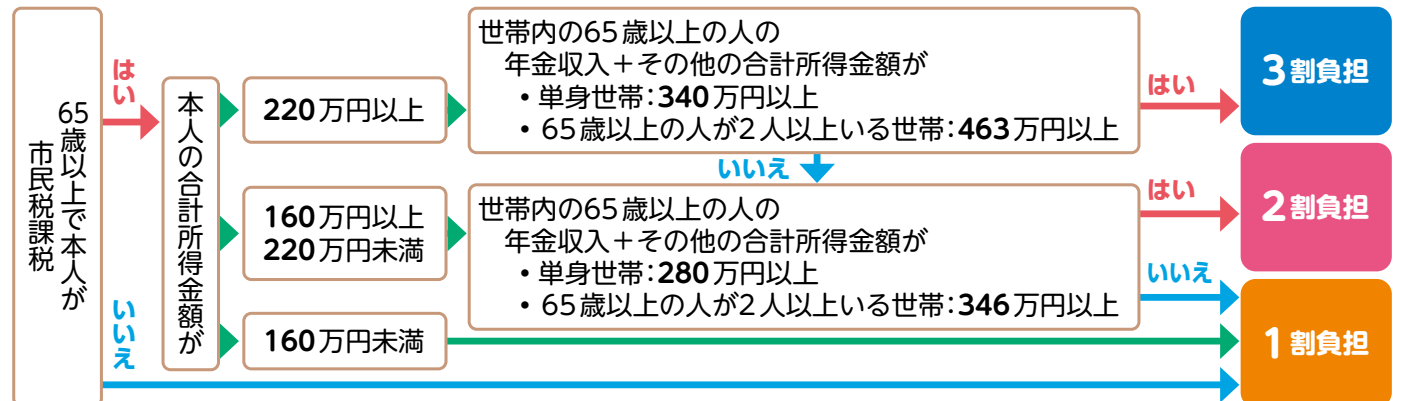
要介護認定を受けた人、介護予防・生活支援サービス事業対象者に交付されます。

### ◎ 必要なとき

介護保険サービスを利用するとき  
 【有効期限】1年間(8月1日～翌年7月31日)

負担割合(1～3割)が記載されます。

## ■ 介護保険サービスの自己負担割合と判定基準



※生活保護受給者、40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

### 「地域包括支援センター」とは?

春日部市から委託された事業所で、地域の高齢者のさまざまな困りごとに対応する総合相談窓口です。

### 【主にどんなことをするの?】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など



地域包括支援センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などを中心に構成されています。

### 「ケアマネジャー」とはどんな人?

介護サービスなどを利用するにあたり、相談・支援を行う人です。

### 【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの評価とケアプランの見直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」などに所属しています。

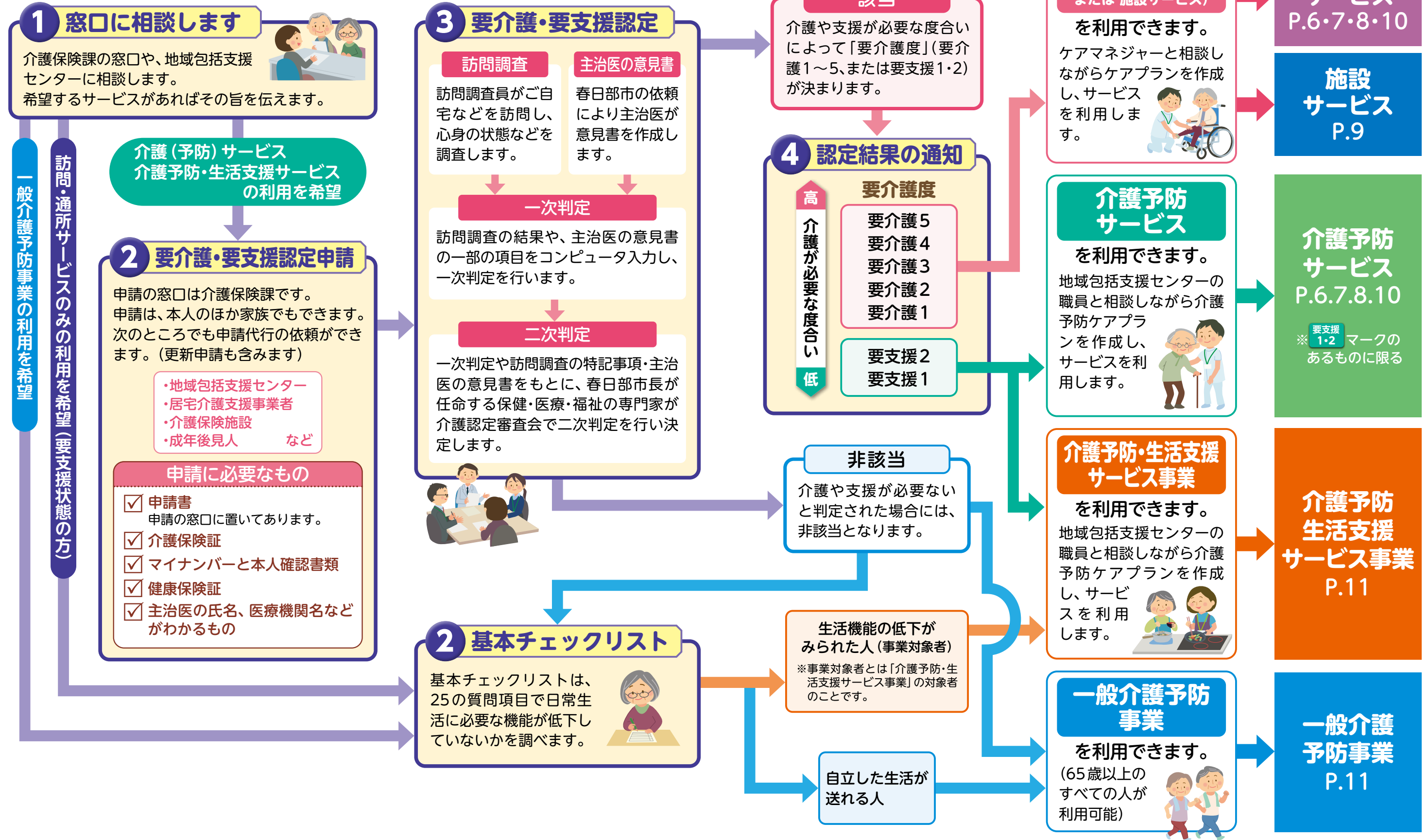




# 介護サービス 利用の流れ (要介護・要支援等の手続き)

病気や体の衰えなどにより介護や支援が必要になったら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。

ケアプランの作成および相談は**無料**です。  
(全額を介護保険で負担します)



介護サービス利用の流れ

# 介護保険サービスの種類と費用

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、春日部市にお住まいの人のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

**自己負担(1割)の費用**をめやすとして掲載しています。  
 実際の自己負担は所得などの状況により1割、2割、3割のいずれかです。(▶負担割合 P.3)  
 ※自己負担のめやすは標準的な地域のもので、実際の費用は、利用する事業者の所在地やサービスの内容、加算項目などにより異なります。また、食費、日常生活費などが別途負担となることがあります。

要介護 1~5 要支援 1~2 利用できる要介護度を示します。

**地域密着型サービス** 原則として市民だけが利用できる「地域密着型サービス」であることを表します。

## ① 自宅を中心に利用するサービス

自宅に、訪問をしてもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類があります。



自宅を訪問してもらう

### 要介護 1~5 要支援 1~2 訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

- 〈身体介護〉
  - 食事、入浴、排せつの介助
- 〈生活援助〉
  - 住居の掃除、洗濯、買い物
  - 食事の準備、調理 など

自己負担(1割)のめやす

身体介護中心	20分~30分未満	250円
生活援助中心	20分~45分未満	183円



※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

**ご注意ください!** 本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

### 要介護 1~5 要支援 1~2 訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)

自宅に浴槽を運び、入浴の介助を行います。



自己負担(1割)のめやす【1回あたり】

要支援 1~2	852円
要介護 1~5	1,260円

### 要介護 1~5 要支援 1~2 訪問看護 (介護予防訪問看護)

看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。

自己負担(1割)のめやす【30分~1時間未満の場合】

要介護度	病院・診療所から	訪問看護ステーションから
要支援 1~2	552円	792円
要介護 1~5	573円	821円



### 要介護 1~5 要支援 1~2 訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリの専門家が訪問し、自宅でリハビリを行います。

自己負担(1割)のめやす

1回	307円
----	------



自宅を訪問してもらう

### 要介護 1~5 要支援 1~2 居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を行います。



自己負担(1割)のめやす【単一建物居住者1人に対して行う場合】

薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円
歯科衛生士などの場合(月4回まで)	361円

### 要介護 1~5 地域密着型サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者からの電話などにも随時対応します。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護と看護を利用
要介護 1~5	8,312円~29,601円



施設に通って受ける

### 要介護 1~5 通所介護【デイサービス】

通所施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練を日帰りで行います。



自己負担(1割)のめやす【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1~5	655円~1,142円
---------	-------------

### 要介護 1~5 地域密着型サービス 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練を日帰りで行います。



自己負担(1割)のめやす【7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1~5	750円~1,308円
---------	-------------

### 要介護 1~5 要支援 1~2 通所リハビリテーション【デイケア】 (介護予防通所リハビリテーション)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などを行います。

自己負担(1割)のめやす【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1~5	757円~1,369円
---------	-------------

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	2,053円
要支援 2	3,999円

### 要介護 1~5 要支援 1~2 地域密着型サービス 認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された人に、食事・入浴などの介護や、機能訓練を日帰りで行います。

自己負担(1割)のめやす【7~8時間未満利用した場合】

要介護 1~5	992円~1,424円
---------	-------------

要支援 1	859円
要支援 2	959円



複合的なサービス

### 要介護 1~5 要支援 1~2 地域密着型サービス 小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

施設への「通い」を中心に、自宅に伺う「訪問」、施設に「泊まる」サービスを行います。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	3,438円
要支援 2	6,948円
要介護 1	10,423円
要介護 5	27,117円

### 要介護 1~5 地域密着型サービス 看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、施設への「通い」、自宅に伺う「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスを行います。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1~5	12,438円~31,386円
---------	-----------------





短期間施設に泊まる

### 要介護1~5 要支援1~2 短期入所生活介護【ショートステイ】 (介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練を行います。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	596円	596円	696円	要支援1	446円	446円	523円
要介護5	874円	874円	976円	要支援2	555円	555円	649円

### 要介護1~5 要支援1~2 短期入所療養介護【医療型ショートステイ】 (介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などを行います。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	752円	827円	833円	要支援1	577円	610円	621円
要介護5	966円	1,045円	1,049円	要支援2	721円	768円	782円

### 要介護1~5 要支援2 地域密着型サービス 認知症対応型共同生活介護【グループホーム】 (介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症と診断された人が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や、機能訓練を行います。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【2ユニットの事業所の場合】

要支援2	748円
要介護1	752円
要介護5	844円

### 要介護1~5 要支援1~2 特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練を行います。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【包括型(一般型)】

要支援1	182円
要支援2	311円
要介護1	538円
要介護5	807円



自宅から移り住んで利用する

※自己負担は1~3割です。自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

## ②介護保険施設で受けるサービス

入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。  
※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。



### 要介護3~5 介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護ができない人が対象の施設。



1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	約21,360円	約21,360円	約23,790円
要介護5	約25,410円	約25,410円	約27,870円

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の人。

### 要介護1~5 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な人が対象の施設。



1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約21,420円	約23,640円	約23,880円
要介護5	約27,750円	約30,090円	約30,270円

### 要介護1~5 介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な人が対象の施設。



1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約17,790円	約20,580円	約21,180円
要介護5	約31,560円	約34,380円	約34,980円

### 要介護1~5 介護医療院

医療と介護が一体的に受けられ、長期にわたり療養が必要な人が対象の施設。



1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約21,420円	約24,750円	約25,260円
要介護5	約37,530円	約40,860円	約41,370円

介護保険施設に移り住む

介護保険サービスの種類と費用

### ③生活環境を整えるサービス

上手に福祉用具を使うことで自立した生活ができる上、介護する側の負担も軽くなります。福祉用具を選ぶときや住宅を改修するときは、ケアマネジャーなどによく相談しましょう。

生活する環境を整える

#### 福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。要介護度によって利用できる用具が異なります。

- = 利用できる。
- × = 原則として利用できない。
- ▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具	×	○	○
・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト	○	○	○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○



#### 適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。

- 商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。  
※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- 事業者には下記①、②が義務付けられています。
  - 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
  - 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

#### 要介護1~5 要支援1・2 特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入) 申請が必要です

購入費支給の対象は、次の6種類です。

- 腰掛便座
- 自動排せつ処理装置の交換部品
- 入浴補助用具
- 移動用リフトのつり具の部分
- 簡易浴槽
- 排せつ予測支援機器



年間10万円が上限です。

#### 要介護1~5 要支援1・2 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修) 事前と事後に申請が必要です

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。

#### ◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 扉の取り替え、扉の撤去
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 和式から洋式への便器の取り替え

※事前の申請が必要です。

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーや介護保険課の窓口にご相談しましょう。また、見積りは複数の業者からとりましょう。



## 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業) 介護予防と自立した日常生活の支援を目的としたサービス

要介護状態になることの予防もしくは軽減、地域において自立した日常生活を送るための支援を行います。

※介護予防・生活支援サービス事業を利用するためには、地域包括支援センターなどによるケアマネジメントが必要です。

※要介護1~5の人は利用できません。

### 介護予防・生活支援サービス事業

#### 要支援1・2 事業対象者 訪問型サービス

1カ月あたりの自己負担(1割) 823円~3,727円

※訪問型サービスCは自己負担はありません。

#### ●訪問型サービス(従来と同じサービス)

訪問介護事業所による身体介護や日常生活で必要な入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの支援などのサービスを提供します。

#### ●訪問型サービスA

訪問介護事業所や民間事業者などによる日常生活に必要な調理、洗濯、掃除などの支援のサービスを提供します。

#### ●訪問型サービスC

保健・医療の専門職による短期間(3カ月程度)で行われるサービスです。日常生活動作などの向上を図ります。

#### 要支援1・2 事業対象者 通所型サービス

1カ月あたりの自己負担(1割) 1,170円~3,428円

#### ●通所型サービス(従来と同じサービス)

通所介護事業所での機能訓練や入浴、食事の介護などを行うサービスです。

#### ●通所型サービスA

通所介護事業所などでの日常生活上の支援および運動、レクリエーション活動などによる機能訓練を行うサービスです。



### 一般介護予防事業

65歳以上のすべての人を対象に、運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善、社会参加の推進を支援するため、一般介護予防事業を行っています。いつまでもいきいきとした生活が送れるよう、ぜひご参加ください。

#### そらまめ手帳

市内で開催される一般介護予防事業などについてわかりやすくまとめた手帳です。市内公民館などで配付しています。

#### 健康脳トレ塾

そらまめ体操や認知症予防のための脳トレ、介護予防をテーマとした健康講座など、8回1コースで実施します。

#### 春日部そらまめ体操

春日部市独自の介護予防体操を市内11カ所の会場で定期的に開催します。

#### 春日部えんJOYトレーニング

住民主体型の介護予防体操(春日部えんJOYトレーニング)に取り組む団体への立ち上げなどの支援を行います。

#### 介護支援ボランティアポイント事業

介護保険施設などでボランティア活動を行うことで、自身の健康増進や介護予防につながるよう支援します。

#### 介護予防講演会

医師や歯科医師、薬剤師、理学療法士などから、身近な生活に活かせる知識を学べる講演会です。

介護保険サービスの種類と費用



# 利用者負担の軽減

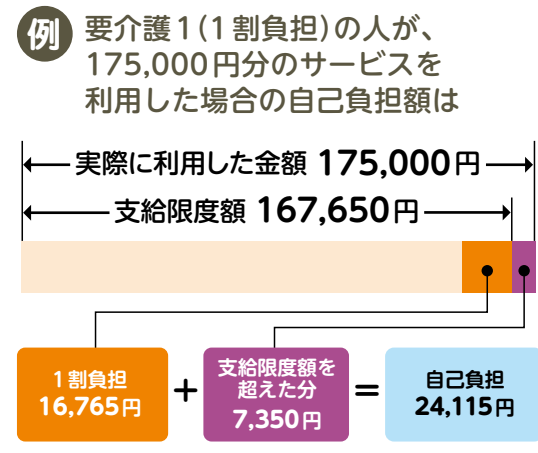
介護保険のサービスを利用して、自己負担が高額になったときや、所得の低い人には、負担を軽減するしくみがあります。

## ● 介護保険サービスの支給限度額

介護保険のサービスは、利用料を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。

限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

要介護度	支給限度額	要介護度	支給限度額
事業対象者	50,320円	要介護1	167,650円
要支援1	50,320円	要介護2	197,050円
要支援2	105,310円	要介護3	270,480円
		要介護4	309,380円
		要介護5	362,170円



## ● 自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービスの自己負担の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護(予防)サービス費」として後から給付されます。

- 支給対象者には介護保険課から申請書を送付します。
- 同一世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の自己負担を合計します。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は、含まれません。

### 自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の人	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満(年収約770万円以上約1,160万円未満)の人	93,000円(世帯)
市民税課税世帯で課税所得380万円(年収約770万円)未満の人	44,400円(世帯)
世帯全員が市民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者等	15,000円(個人)

## ● 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

$$\text{施設サービス費の1~3割} + \text{居住費(滞在費)} + \text{食費} + \text{日常生活費(理美容代など)} = \text{自己負担}$$

## ● 施設入所・短期入所の食費・居住費の負担軽減

介護保険の施設に入所、またはショートステイを利用した場合に、その食費や居住費を軽減する制度です。申請により以下の要件に該当する人には「負担限度額認定証」を発行します。

※負担限度額認定証がご利用できない施設があります。ご利用の際は必ず施設に確認してください。

- 対象となる要件**  
以下すべてに該当する人
- ① 本人および世帯全員の人が市民税非課税者であること
  - ② 同一世帯・別世帯にかかわらず、配偶者が市民税非課税者であること
  - ③ 預貯金などが所得の状況に応じて下表のとおりであること

### 居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況	預貯金など <sup>*1</sup>	居住費(滞在費)				食費	
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設	ショートステイ
1	生活保護受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
2	年金収入等 <sup>*2</sup> 80万円以下	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	600円
3-①	年金収入等 <sup>*2</sup> 80万円超120万円以下	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
3-②	年金収入等 <sup>*2</sup> 120万円超	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円

( )内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※1【預貯金などに含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。(有価証券、現金など)

※2 公的年金等収入額(遺族年金、障害年金等の非課税年金を含みます)+その他の合計所得金額

## ● 介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国民健康保険などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 支給対象者には国民健康保険課などから申請書を送付します。
- 同一世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。

### 医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の人

区分	限度額
901万円超	212万円
600万円超~901万円以下	141万円
210万円超~600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

70歳以上の人・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
課税所得	690万円以上: 212万円 380万円以上690万円未満: 141万円 145万円以上380万円未満: 67万円
一般(市民税課税世帯の人)	56万円
低所得者(市民税非課税世帯の人)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる人(年金収入のみの場合80万円以下の人)	19万円

※総所得金額=国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の所得金額

# 介護保険料

## ● 65歳以上の人の介護保険料の決まり方

65歳以上の人の介護保険料は、市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

### 基準額の決まり方

$$\text{春日部市に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の人の負担分23\%} \div \text{春日部市に住む65歳以上の人数}$$



春日部市の令和3～5年度の介護保険料の基準額 **64,800円**(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、11段階に分かれます。

所得段階	対象となる人	保険料率	保険料(年額)
第1段階	次のいずれかに該当する人 ・生活保護の被保護者 ・老齢福祉年金(※1)受給者 ・本人の前年の課税年金収入額(※2)と合計所得金額(※3)の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.3	19,440円
第2段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額 × 0.4	25,920円
第3段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額 × 0.65	42,120円
第4段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.9	58,320円
第5段階(基準額)	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額 × 1.0	64,800円(月額5,400円)
第6段階	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.2	77,760円
第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.3	84,240円
第8段階	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.5	97,200円
第9段階	前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額 × 1.7	110,160円
第10段階	前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額 × 1.8	116,640円
第11段階	前年の合計所得金額が600万円以上の人	基準額 × 1.9	123,120円

(※1) 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

(※2) 課税年金収入額 課税となる老齢(退職)年金の収入額(障害年金、遺族年金は含まれません)。

(※3) 合計所得金額 年金や給与などの「収入」から必要経費の相当額を差し引いた金額で、各控除や繰越損失などを控除する前の金額です。さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る雑所得額」(第1～5段階のみ)を控除した額となります。また、給与所得または公的年金などに係る雑所得がある場合は、これらの所得金額から10万円を控除します。

\* 令和元年10月の消費税率の引き上げに伴い、第1段階～第3段階(市民税非課税世帯)の人の介護保険料は軽減されています。

## ● 65歳以上の人の介護保険料の納め方

年金が年額 **18万円未満**の人 → **【納付書】** や **【口座振替】** で各自納めます

● 春日部市から納付書が送付されますので、市指定の金融機関などで納めてください。

**納期限** **7月・8月・9月・11月・12月・2月の月末**  
※12月の納期限は、月末ではなく25日です。  
 ※土・日・祝日の場合はその翌営業日となります。

### 普通徴収

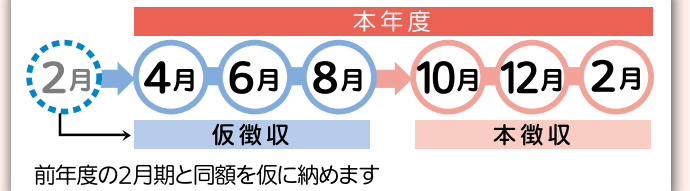
忙しい人、なかなか外出ができない人は、**【口座振替】**が便利です。

### 手続き

- 介護保険料の納付書、通帳、銀行届出印を用意します。
- 市指定の金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。  
※預貯金口座のある市指定の金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局を含む)で納期限の30日前までに手続きしてください。  
 ※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

年金が年額 **18万円以上**の人 → 年金から **【天引き】** になります

● 介護保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。

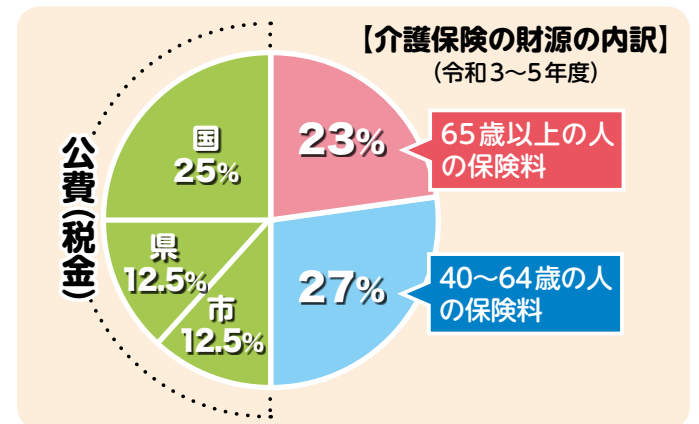


本来、年金から天引きの「特別徴収」の人も **こんなときは、一時的に納付書で納めます**

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 介護保険料が減額になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 年金が一時差し止めになった など

### 介護保険料を滞納すると？

災害など、特別な事情がないのに滞納が続く場合、未納期間に応じて利用者負担が引き上げられるなどの措置がとられます。介護保険料は必ず、お納めください。納めることが難しくなった場合は、市の担当窓口にご相談ください。



## ● 40～64歳の人の介護保険料

40～64歳の人(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。